

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議	
開 催 日 時	平成30年4月10日 午前9時00分から 午前9時50分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部長、三田こども・健康部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>(担当課) 大塚みどり公園課長、高橋同課専門員兼みどり公園係長</p> <p>(事務局) 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、櫻井同課政策企画係長、同課同係櫻澤主任</p>	
会 議 内 容	1 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(案)	
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(案) ・朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(案) 概要版 	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	

その他の 必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

【議題】

1 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画（改訂版）（案）

【説明】

（担当課：大塚みどり公園課長）

基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画については、平成22年3月に策定された後、国家公務員宿舎の整備が中止され、平成27年12月に見直し後の朝霞市基地跡地整備基本計画が国へ提出されたことを受け、平成28年度から2か年にわたり、整備基本計画の見直し検討を進めてきた。

そして、このたび検討が終了し、本年3月29日に、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会から「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（案）」の答申をいただいた。

その内容としては、当初計画に掲げたコンセプト及び整備の考え方、方針を基本としつつ、その後の上位・関連計画である朝霞市基地跡地利用計画や、都市計画マスタープラン、みどりの基本計画の変更内容を反映させるとともに、基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会での検討経過や、様々な機会を捉えて実施してきた関係機関等からのヒアリング、市民意見交換会やアンケート調査の結果などを踏まえ、関係機関や市民等の利活用ニーズを取り入れるとともに、市の財政状況や基地跡地の土壌汚染対策、用地取得等の課題を踏まえ、段階的整備や民間活力との連携などの対応を取り入れた改訂を行っている。

本日は、見直し検討委員会から答申いただいた、この「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（案）」を市の基本計画として決定してよろしいか、諮るものである。

それでは、計画の内容について、担当からご説明させていただきます。

（担当課：高橋同課専門員兼みどり公園係長）

計画（案）本体は66ページにわたる膨大な内容となっているので、基本的に概要版を用いて説明する。本計画は、第1章から第4章までの構成となっている。第1章で見直しの考え方、第2章で整備のコンセプトと整備の方向性、第3章で整備の進め方、第4章で管理・運営の考え方について示している。

なお、本計画では、シンボルロードについて、基地跡地利用計画に定められたシンボルロード用地である公園通りから基地跡地側に30mの範囲に加え、さらに奥にある既存の道路跡地である「東園路」までの範囲を合わせた、幅が最大で約60mの範囲を一体的な空間として計画することで、より効果的な整備・活用を図ることができると考え、この一体的な空間を「シンボルロード」として計画している。

第1章では、整備基本計画の見直しの考え方などを記載している。見直しの考え方は、当初計画を策定した平成22年以降の公園を取り巻く状況の変化や、最新の上位計画において公園・シンボルロードに求められる機能などをふまえ、①「使いながらつくる、

つくりながら考える」公園づくり、②計画地の早期開放・活用に向けた柔軟な事業手法の展開、③市民、事業者等と連携した公園整備、管理・運営の推進、という三つの考え方に沿って計画の見直しを行うこととしている。

また、本計画は、段階的整備を前提とするとともに、公園の完成形を示すものではなく、あくまでも現段階での整備の方向性を示すものであり、今後、整備を進めていく中で、市民や関係機関と話し合いながら整備内容を具体化していくことを前提としている。

次に、第2章では、「公園・シンボルロードのコンセプトと整備の方向性」を記載している。

今回の見直しにおけるコンセプトは、「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」という空間のコンセプトと、その実現に向けた仕組みのコンセプトとして「市民が守り育てる森」を掲げ、全体として「あさかの森をつくる」ということを公園・シンボルロードのコンセプトとしている。

整備の方向性については、公園・シンボルロードの現況と整備に向けた留意事項、市民・関係機関等の提案・ニーズをふまえた活動の展開可能性、動線の考え方をふまえて概要版の右側にある図に示す八つの区域に分けて、それぞれ整備の方向性を示している。にぎわい創出の場としての活用が期待される主な場所としては、(1)のエントランスエリアや(3)の中央広場がある。また、公園南側のゲート機能と主要な駐車場を整備する場所として(8)南口広場周辺がある。さらに、既存の緑を活かしながらか利活用も図る主な場所としては、(2)朝霞の森・リトルペンタゴン、(4)北園路周辺、(5)西口エリア、(7)南の雑木林がある。一方、既存の緑の保全を図る場所として、中央部の(6)落葉広葉樹の森がある。

次に、第3章では、「整備の進め方」を記載している。

まず、公園・シンボルロードの整備を進める上での前提として重要な事項である、用地の取得と土壌汚染対策について説明する。

米軍基地跡地の取得について、国の運用では、道路とする場合は無償で譲渡されるが、都市公園とする場合、3分の1は有償で取得し、3分の2は無償貸付を受けることとされている。市としては公園部分も含めた全域を無償で取得したいと考えており、国との交渉に時間を要することが予想される。

また、土壌汚染対策も、国は有償の範囲は国で行うが、無償の範囲は市で行うよう主張する一方、市としては全域を国で実施して頂きたいと考えており、こちらも国との交渉に時間を要することが予想される。

さらに、全域16.5ヘクタールにわたる公園・シンボルロードを短期間でまとめて整備し、その後、運営管理を継続的に行っていくことは、本市の財政規模、財政状況をふまえると、大変な困難を伴うものと考えられる。

このため、公園・シンボルロードの整備は、公園用地の取得や土壌汚染対策に係る国との協議の進捗状況に加え、市の財政規模や状況などを考慮して、段階的に進めることとする。

段階的整備にあたり、まず第1期整備として、東京オリンピック・パラリンピックのアクセスルートの一つとして機能させる、近隣の公共施設や周辺市街地との連携を強め

るなどのために必要な整備として、シンボルロードの一部区域の整備を行い、平成32年春の供用開始を目指す。概要版の第3章にある図の、青い点線で囲まれた区域が第1期に整備を予定している範囲になる。

具体的には、シンボルロードB・Cゾーンの歩道及び自転車通行帯の整備と、人の流れや周辺の公共施設との連携を考慮して、朝霞駅方面からのゲートとなる市役所前広場、北口広場及びにぎわい創出の拠点である中央広場を含むAゾーン及びBゾーンの整備、また北口広場と朝霞の森を結ぶ園路の整備など、合計面積約2.2ヘクタールを整備する。

次に、第2期整備については、第1期整備の終了後、第1期整備における成果、課題等の検証をふまえた第2期整備以降の整備内容・スケジュール等の確認を行った上で、①公園・シンボルロードの機能向上に寄与し、②利用者等の安全性が確保でき、③できる限り低コストで開放できる区域を優先的に開放していくとの考え方にに基づき、本計画では、概要版の第3章にある図の、紫色の点線で囲まれた範囲を整備対象に位置づけている。

具体的には、目標となる供用時期を平成37年頃として、北口広場と朝霞の森を結ぶ園路及び市道643号線の間区域の整備と公園の西側のスズカケノキの並木と正面園路の間区域など約1.8ヘクタールを整備する。

また、整備水準、駐車場・駐輪場、防犯、防災拠点機能の考え方や土壌汚染への対応についても記載している。

最後に、第4章では、「管理・運営の考え方」を記載している。

基本的な考え方として、朝霞の森における市民参加、協働のプロセスをふまえ、供用開始前の段階から市民や事業者等を交え、利用方針や、ルール等を検討し、供用開始後も、市民、事業者等が主体的に管理・運営できるよう「使いながらつくる、つくりながら考える」方式を展開していくことを基本とする。

また、市の厳しい財政状況をふまえ、管理・運営を持続可能なものとするため、従来の公園や道路の管理方法にとらわれず、民間活力との連携等、効率的で効果的な管理運営の新たな枠組みの構築を目指していく。

次に、協働に向けた体制の構築として、公園・シンボルロード全体の管理・運営に関わる組織体とプレーパーク等の個別活動を担う組織体が連携し合いながら、市と協働する体制を目標とする。

また、多くの市民が管理運営に関わることができ、担い手を育成するため、イベント的に参加可能なボランティア活動の機会を設けることや、市民、事業者等が担い手となって実行するプログラムの企画を募集・実施する仕組みづくりなども検討していく。

次に、「民間活力との連携」については、公園・シンボルロードの魅力や価値を高めるために、公共性の確保を前提としつつも、必要に応じて民間活力を活用した施設の整備や管理運営を検討していく。

具体的な手法として、市民・事業者等が主体となった管理運営組織の法人化や収益施設の誘致と収益を管理・運営に還元する仕組みの構築について検討を進めていく。

次に、「今後の管理・運営の進め方」について説明する。

左側が公園・シンボルロード整備のフローで右側が市民、事業者等との協働に向けた体制の構築、民間活力との連携に向けたフローとなっており、相互に連携を図ることでハード整備と管理・運営に相乗効果が生まれることを期待している。

まず、シンボルロードの第1期整備に着手する平成30年度以降、速やかに、シンボルロードの第1期整備区域の管理運営について市民、事業者等と共に考える組織体を立ち上げる。

そして、平成32年春のシンボルロードの暫定供用に向けて、組織体での話し合いをふまえ、利用方針やルール等の検討を行う。また、市民の関心を高めていくため、公園・シンボルロードの愛称募集や、広場を使ったプレ・イベントの開催等の取組を進める。

続いて、生物多様性の保全や、基地の遺構や遺物の保存・活用について、専門家や市民と検討する場を平成30年度以降、速やかに設け、検討を進めていく。

収益施設の設置に向けては、シンボルロードが暫定供用される平成32年春以降、中央広場や北口広場などで、キッチンカーなどの仮設の施設により社会実験的に試行ができるよう、具体的な実施方法などについて平成30年度以降速やかに検討していく。

また、管理運営の取組については、平成32年春以降の活動状況や、活動する市民の意見を反映しながら随時見直していくことを前提とし、将来的な市民主体の管理・運営組織の法人化に向けた検討を進めることとする。

次に、市の体制としては、公園・シンボルロードを活用した、まちの賑わいなど、様々な取組を進めていくため、関係部局が連携して取り組む体制を構築するとともに、目指すべき管理運営を実現するため、既存の条例で対応できない場合には、新規条例の検討など必要に応じた対応を行っていく。

続いて、この計画（案）の検討経緯について説明する。

平成28年7月から昨年11月までに計7回、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会に審議いただき、昨年12月27日から本年1月26日まで、計画（素案）に関するパブリックコメントを実施している。パブリックコメントでは、17名の方から延べ140項目の意見をいただき、一部のご意見を反映させた計画（修正案）について、本年2月21日に見直し検討委員会に最後の審議をいただき、ここで出された意見をふまえ、委員長・副委員長と協議のうえ、さらなる修正を加え、本年3月29日に、見直し検討委員会委員長から市長へ計画（案）の答申がなされたものである。

以上で説明を終わる。

【意見等】

(三田こども・健康部長)

50ページに第1期整備プランがあるが、そのCゾーンの一部に土壤汚染区域があり、歩道にかかる土壤汚染区域については、関係機関と協議し、適正に対処するとしている。土壤汚染の処理について全面的に国に対応を依頼することとしているが、国は市が無償取得した土地については、市の負担での処理を求めている状況で、第1期整備は2020年までに終わらせなければならないが、どのように折り合いをつけていくのか。具体

的な解決案はあるのか。

(担当課：高橋同課専門員兼みどり公園係長)

土壌汚染対策については、第1期整備の範囲も含めて、これから国と本格的な交渉を進めていくこととなるため、具体的な解決策は今のところ決まっていない。今後の国との交渉を通じて検討していきたい。

(重岡危機管理監)

整備の進め方として、市の財政状況を考慮しながら段階的に進めるとあるが、整備計画には財政的な負担がどの程度のものになるのかを載せる必要はないのか。

(担当課：大塚みどり公園課長)

平成27年12月に作成した「朝霞市基地跡地利用計画」において、基地跡地公園の用地取得と整備費について、整備費として3億2480万円から5億8000万円と掲載されていることから、今回の整備基本計画〔改訂版〕には掲載していない。

(澤田都市建設部長)

今回の整備基本計画〔改訂版〕については、どのような施設を整備し、利活用していくのかといった基本的な方針を示すものであり、今後どのくらいの経費がかかってくるのかということについては、今後、具体的な設計を進めていく中で確定していくことになるため、整備基本計画〔改訂版〕には掲載しない。

(三田子ども・健康部長)

基地跡地に生えている樹木については、米軍キャンプとして使っていた後に生えたものがあり、アスファルトの上に生えているものは倒れやすく危険だと思われるが、これまで議論はされているのか。

(澤田都市建設部長)

今回の整備基本計画〔改訂版〕を検討する中では、計画書本体の18ページに航空写真を掲載しているが、こういった写真を確認しながら、アスファルトなどで舗装されていた部分については広場として活用していき、地面が舗装されておらず樹木がしっかり根づいているものについては、安全性に問題がなければ、できるだけそのまま残していくという方針で検討している。

(内田福祉部長)

第1期整備と第2期整備と期間が分かれている中で、中央広場は現在土日に駐車場として開放しているが、駐車場の整備は第2期整備となっている。その間土日の駐車場の不足が考えられるが、対応策は考えているのか。

また、朝霞税務署の横の駐車スペースが74台となっているが、間違いではないか。

(担当課：高橋同課専門員兼みどり公園係長)

中央広場については土日に駐車場として開放し50台程度停めることができる。今年度は関東財務局と一時貸付の契約を締結しており、引き続き駐車場として使用し、中央広場の整備は来年度から着手することを考えている。

来年度以降については、他の公共施設の駐車場の利用等について協議を進めていくことを考えている。

(澤田都市建設部長)

朝霞税務署の横の駐車スペースは、周辺施設の駐車場として朝霞税務署の駐車場を掲載しているので、「74台」という記載も間違いではない

(内田福祉部長)

土日の駐車場の不足について、これまで議論はなかったのか。

(澤田都市建設部長)

中央広場がイベント等で使われていない時は臨時駐車場として活用することを議論していたが、今年に入って改めて関東財務局と打合せをしたところ、道路目的で無償貸付を受けた土地を、駐車場として利用することは認められないとのことであった。今年度中に代替策を決めていきたい。

(二見学校教育部長)

朝霞第一中学校の横に駐車場の整備をすることとなっているが、中学校の野球部のボールがフェンスを越えていってしまうことがあり、駐車場の車に当たってしまうことが考えられる。

(澤田都市建設部長)

現地の状況をよく確認した上で、対応を検討したい。

(比留間生涯学習部長)

54ページの駐車場・駐輪場の考え方について、駐車場を約170台程度整備するとしており、イベント等の繁忙時は広幅員の既存道路、東園路沿いを活用し、約80台を確保するとあるが、いつごろから駐車が可能になるのか。

(澤田都市建設部長)

第1期整備範囲のBゾーン、すなわち中央広場より北側の東園路については、無償貸付なのか無償管理委託なのかといった国との調整次第ではあるが、2020年の春にBゾーンが暫定的に開放できるようになった際に、東園路も開放し、イベント時には駐車できるようにしたいと考えている。

中央広場より南側の東園路については、土壌汚染地と隣接しており、フェンスが途切れてしまっているところがあるため、立ち入りを規制するフェンスの整備をしないと開放ができないと考えている。しかし、跡地の一番南側に、東京都水道局の工事の完了後に駐車場を整備するので、そこから北へ向かう動線として東園路が機能していた方が望ましいという意見もあるため、今後の課題と考えている。

(比留間生涯学習部長)

中央広場の駐車場が使えなくなった時に、すぐに東園路という計画ではないということが良いか。

(澤田都市建設部長)

その通りである。

(神田市長公室長)

基地跡地全体の今の状況について、みどりの基本計画における緑地としての評価には全て含まれているのか。緑被率の中の緑地として全部を捉えているのか。

(澤田都市建設部長)

緑被は、植物で覆われている場所を指すため、基地跡地のうち、アスファルトで覆われている部分は緑被ではないため外されている。

朝霞市みどりの基本計画には、基地跡地のほぼ全域を、基地跡地利用計画に沿って、公園やシンボルロードなど、緑中心の空間として整備を推進していくという方向性が位置づけられている。

(神田市長公室長)

25ページに彩夏祭への配慮についての記載があるが、花火についての記載がない。また、シンボルロードの整備が進む、若しくは進んだ段階での花火開催に対する対応をどのように考えているのか、若しくは関係部署と協議しているのかといった記載がない。

(澤田都市建設部長)

彩夏祭という用語の中に花火も含まれているという理解であり、地域づくり支援課と調整をしている。花火当日の対応については、立入禁止区域をロープ等で明示することで、花火の打ち上げに問題はないことを消防署に確認している。その検討過程について、整備基本計画の資料編に追加することとしたい。

(神田市長公室長)

21ページについて、基地跡地の遺物・遺構を残していくことがあるが、小屋や兵舎等があるが、こういったものを残すとなると、公園内の建築物として面積の中に含まれることとなるのか。便益施設の面積等に影響はないのか。

(澤田都市建設部長)

厳密に言うと、公園施設として使用する場合は建築物になるので建蔽率に含まれる。例えば、中に人を立ち入らせないようにし、モニュメントのような扱いとすることで建蔽率の対象から外すことが出来るかもしれないが、十分な検討が必要である。

(神田市長公室長)

土壤汚染について、土壤汚染対策法に基づき埼玉県からどのような指示が出ていて、どのような作業をすれば解除ができるのか。

(担当課：高橋同課専門員兼みどり公園係長)

基地跡地内には、土壤汚染調査により、特定有害物質である鉛が土壤中に含まれており、汚染の状態が、環境省令で定める基準には適合していないが、健康に係る被害のおそれがない区域として、県知事より形質変更時要届出区域に指定されている。土壤の摂取経路がなく、健康被害が発生するおそれ無いため、汚染の除去等は不要であるが、土を入れ替える等、土地の形質を変更する場合には知事等に計画の届出が必要となる。

(神田市長公室長)

誰が処分をするかということではなく、形を変えたら届出が必要ということか。
そのため、今回の整備では汚染区域を保全、固定した状態で整備を進めていきたいということか。

(担当課：高橋同課専門員兼みどり公園係長)

その通りである。土壤汚染の処理は国に実施していただきたいというのが本市の立場であることから、国との交渉がまとまるまでは、第1期整備の歩道の一部であっても手をつけずに整備を進めていく。

(三田こども・健康部長)

基地跡地の遺物・遺構について、残すものと残さないものがあると思うが、残さないものについての、撤去費用については本市の負担となるのか。

(澤田都市建設部長)

国との交渉次第となる。具体的な対応については国と調整して検討していく。

【結果】

一部訂正のうえ、庁議に諮ることとする。

【閉会】